

市第20号議案

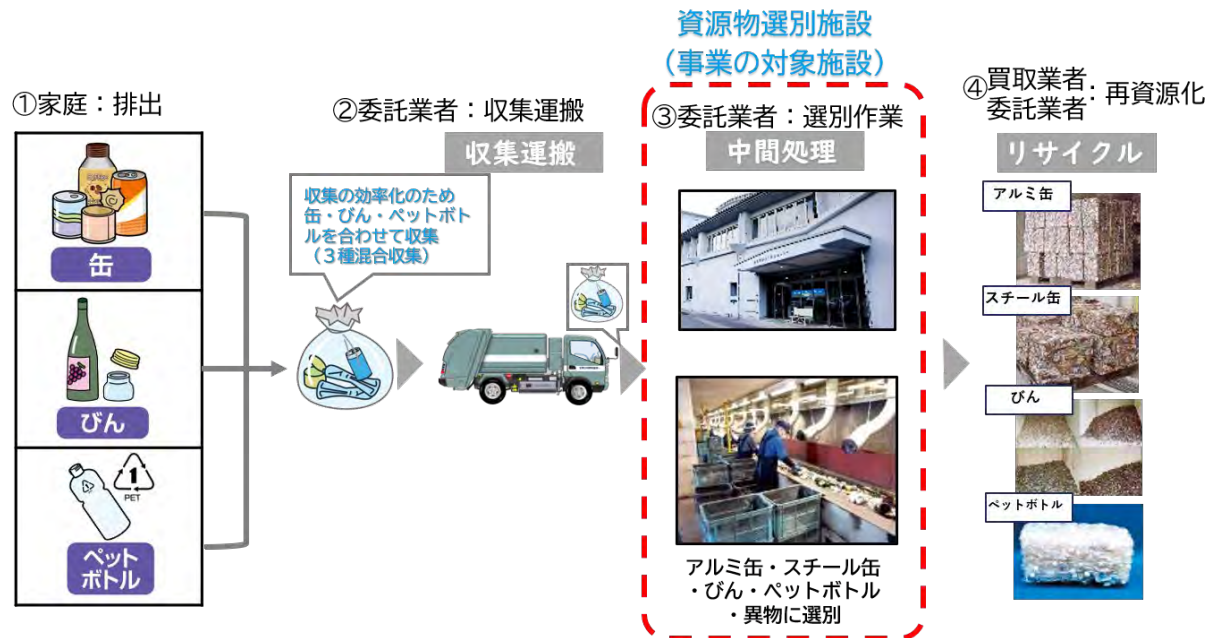
横浜市鶴見資源物選別施設再整備事業 審査委員会条例の制定

1 趣旨

資源物の選別施設を再整備する事業（鶴見資源物選別施設再整備事業）の適正な実施を図る目的で、市長の附属機関を設置するため、「横浜市鶴見資源物選別施設再整備事業審査委員会条例」を制定します。

2 資源物選別施設の役割

資源物選別施設は、本市の家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを再資源化するにあたり、種類別を選別する施設です。



3 事業概要

老朽化が著しい「鶴見資源化センター」を、民間のノウハウや創意工夫を最大限活用するため「民設民営方式※」にて再整備します。

本市鶴見工場の敷地内にある「鶴見リサイクルプラザ」を解体し、その跡地を事業予定地とします。

※民設民営方式：民間事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営等を行う手法



所在：横浜市鶴見区末広町1丁目15-1



出典：国土地理院ウェブサイト

4 委員会の概要

➤ 設置の目的

横浜市鶴見資源物選別施設再整備事業に係る募集要項等の策定、事業者選定及び事業モニタリング等について、学識経験者等の高度で専門的な知見に基づき、客観的な審査を行い、事業の透明性及び公平性を確保するために設置する。

➤ 所掌事務

- ・ 鶴見資源物選別施設再整備事業を行う事業者の選定に関すること。
- ・ 鶴見資源物選別施設再整備事業の検証及び評価に関すること。
- ・ その他市長が必要と認める事項

➤ 委員構成

学識経験者等 5名以内

➤ 施行予定日

公布の日から

➤ 今後の予定

・令和8年度

委員委嘱、募集要項等の策定に関する調査審議・答申等

・令和9年度

事業者の選定に関する調査審議・答申等

・令和10年度以降

事業の検証及び評価に関する調査審議・答申等